

坂祝町耐震改修促進計画

平成20年3月策 定

令和 3年3月改 定

令和 4年3月最終改定

坂祝町

目 次

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	1

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	3
3 建物被害の想定	4

第2 建築物耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状	5
2 建築物の耐震化の目標	10
3 公共施設の耐震化の現状・目標	11

第3 建築物の耐震化促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	12
2 実施する事業の方針	13
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	14
4 「命」を守るための多様な取組の推進	15

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備	15
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	17
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	18

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携	19
-------------	----

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制	19
-----------	----

資料編

1 避難路	21
-------	----

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「坂祝町耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定した。

本計画は、以下に掲げる本町の地震防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

○本計画と調和を図る地震防災の対策にかかる町計画

- ・坂祝町国土強靱化地域計画
- ・坂祝町地域防災計画

また、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標(SDGs※)に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを本町も、SDGs推進ネットワーク推進会員として推進する。



※Sustainable Development Goalsの略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成20年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H19～H27)	平成20年3月	計画策定
	平成24年3月	「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」に伴う岐阜県耐震改修促進計画の見直した箇所を反映
第2期計画 (H28～H32 (R2))	平成29年3月	第2期計画策定
第3期計画 (R3～R7)	令和3年3月	第3期計画策定

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から平成24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から平成30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

この調査で最大の被害棟数を想定する揖斐川―武儀川(濃尾)断層帯による地震は、震度6強の揺れが発生すると予測している。南海トラフの巨大地震と養老-桑名-四日市断層帯地震と長良川上流(北側震源)については、当町でみると震度6弱の揺れが発生すると予測している。

表 1－1 本町内で想定される地震の規模と建物被害

想定地震、断層	最大震度	P L 値 (液状化指数) ※
南海トラフの巨大地震★	5. 9 3 (震度 6 弱)	4 8. 8 9
阿寺(南側震源)★	5. 2 6 (震度 5 強)	—
跡津川断層地震★	5. 3 7 (震度 5 強)	2. 0 2
養老-桑名-四日市断層帯地震★	5. 8 2 (震度 6 弱)	2 3. 5 7
高山・大原(北側震源)★	5. 2 3 (震度 5 強)	4. 2 8
揖斐川-武儀川(濃尾)	6. 1 2 (震度 6 強)	3 1. 3 2
長良川上流(北側震源)	5. 7 5 (震度 6 弱)	1 1. 9 6
長良川上流(南側震源)	5. 2 2 (震度 5 強)	—
屏風山・恵那山及び猿投山	5. 4 9 (震度 5 強)	5. 7 3
阿寺(北側震源)	5. 3 0 (震度 5 強)	0. 5 9
高山・大原(南側震源)	4. 7 6 (震度 5 弱)	—

※ P L 値 (液状化指数) P L 値 > 1 5 : 液状化の可能性が大 5 < P L 値 ≤ 1 5 : 液状化の可能性がある

★は平成 2 3 年～2 4 年度実施の「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による。それ以外は平成 2 9～3 0 年度実施の「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」による。

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1－2 のとおりである。地震発生時間を冬の午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前 5 時を記載する。

表 1－2 想定される人的被害

(単位：人)

想 定 地 震	死 者 数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	2	5	7 4	1 0	7 1 7
阿寺(南側震源)	—	—	7	—	3 3
跡津川断層地震	—	—	7	—	3 8
養老-桑名-四日市断層帯地震	—	1	2 2	1	1 5 6
高山・大原(北側震源)	—	—	6	—	2 8
揖斐川—武儀川(濃尾)	2 1	4 1	2 3 7	9 1	1, 6 3 2
長良川上流(北側震源)	1	3	5 7	6	3 4 9
長良川上流(南側震源)	—	—	2	—	9
屏風山・恵那山及び猿投山	1	1	3 4	2	1 7 6
阿寺(北側震源)	—	—	1 0	—	5 0
高山・大原(南側震源)	—	—	—	—	—

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1－3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（１）建物被害

当町の建物は揖斐川—武儀川(濃尾)が発生した場合、4 0 3 棟が全壊、8 7 4 棟が半壊するなどの甚大な被害が出ることが予想されており想定震度の内最も被害想定が大きくなっている。南海トラフの巨大地震が発生した場合においても 1 3 5 棟が全壊、4 5 0 棟が半壊するなどの被害が想定される。

（２）地震火災

焼失棟数は、揖斐川—武儀川(濃尾)の 5 棟、南海トラフの巨大地震の 1 棟と想定されている。

表 1－3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震 \ 建物被害	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全 壊	半 壊	
南海トラフの巨大地震	1 3 5	4 5 0	1
阿寺(南側震源)	—	3 2	—
跡津川断層地震	2	3 5	—
養老-桑名-四日市断層帯地震	1 9	1 1 9	—
高山・大原(北側震源)	1	2 7	—
揖斐川—武儀川(濃尾)	4 0 3	8 7 4	5
長良川上流(北側震源)	4 2	2 7 2	—
長良川上流(南側震源)	—	9	—
屏風山・恵那山及び猿投山	1 3	1 5 4	—
阿寺(北側震源)	—	5 0	—
高山・大原(南側震源)	—	—	—

第 2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…「新基準建築物」、「旧基準建築物」のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…「建築物の全数」に対する「耐震化されている建築物」の割合

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、耐震改修を行っていない建築物。

(1) 建築物の耐震化の現状

町内の建築年代別建築物数は、表 2－1 のとおりである。

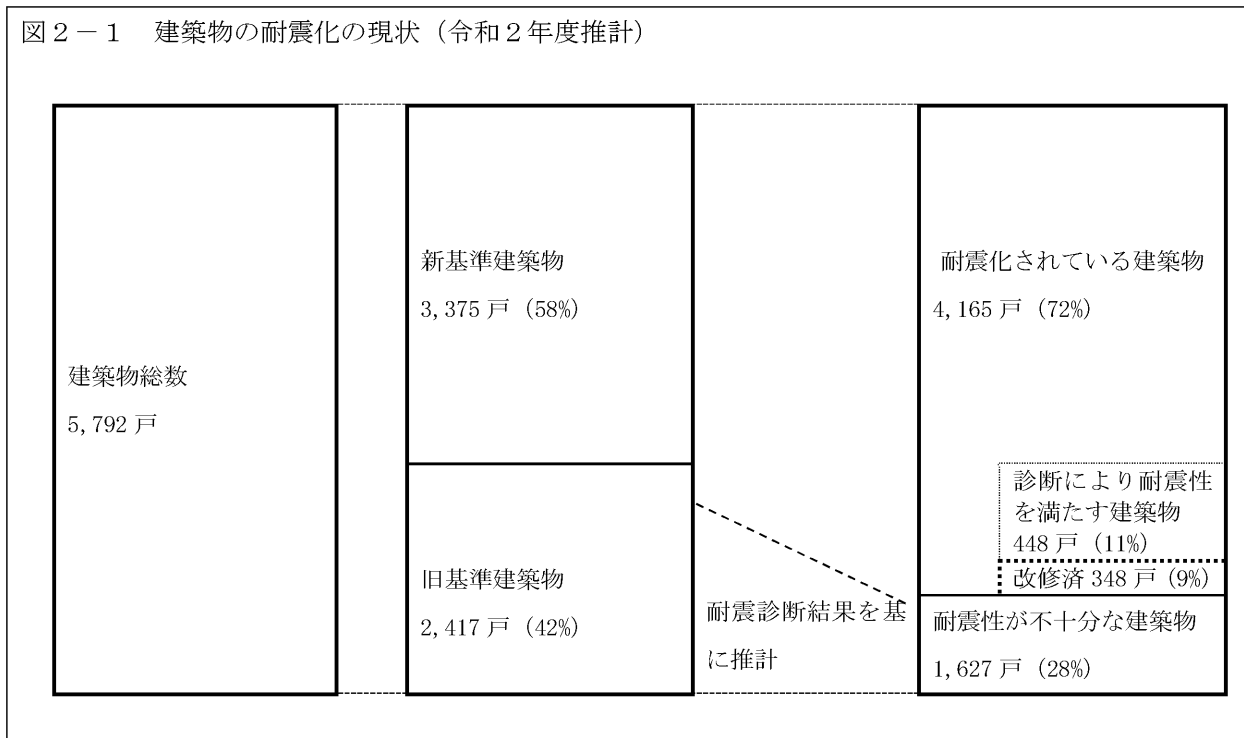
表 2－1 建築年代別建築物数

(単位：戸)

建 築 年		総数	割合 (%)	構 造	
				木 造	非 木 造
旧 基 準	昭和 3 7 年以前	6 4 2	1 1	5 7 5	6 7
	昭和 3 8 年～4 3 年	2 8 8	5	1 8 2	1 0 6
	昭和 4 4 年～4 9 年	7 2 8	1 3	4 3 6	2 9 2
	昭和 5 0 年～5 5 年	7 5 9	1 3	4 5 7	3 0 2
	小計	2, 4 1 7	4 2	1, 6 5 0	7 6 7
新 基 準	昭和 5 6 年～6 1 年	9 3 0	1 6	6 7 6	2 5 4
	昭和 6 2 年～平成 4 年	7 1 2	1 2	4 0 8	3 0 4
	平成 5 年～1 0 年	6 0 1	1 1	3 2 7	2 7 4
	平成 1 1 年～1 6 年	3 7 1	6	2 2 2	1 4 9
	平成 1 7 年～2 2 年	2 9 4	5	1 8 6	1 0 8
	平成 2 3 年～2 7 年	2 2 0	4	1 6 8	5 2
	平成 2 8 年～令和 2 年	2 4 7	4	2 2 6	2 1
	小計	3, 3 7 5	5 8	2, 2 1 3	1, 1 6 2
合 計		5, 7 9 2	1 0 0	3, 8 6 3	1, 9 2 9
耐震改修を行った建築物		3 4 8	9	—	—

「新基準建築物の建築物」については 3, 3 7 5 戸（約 5 8 %）、「旧基準建築物の建築物」のうち「耐震改修を行った建築物」は平成 3 0 年住宅・土地統計調査からの推計により 3 4 8 戸（約 9 %）、「耐震診断結果により耐震性を満たす建築物」については耐震診断結果からの推計により 4 4 8 戸（約 1 1 %）であることから、町内の建築物総数約 5, 7 9 2 戸のうち約 4, 1 6 5 戸（約 7 2 %）が「耐震化されている建築物」と推計できる。

図 2 - 1 建築物の耐震化の現状（令和 2 年度推計）



（２）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表 2 - 2 に定めるとおりである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

特定建築物の所有者は、特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。

表 2 - 2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

上記の特定建築物の町内の現状は、町と県で平成23年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	20	11	9	5	1	17	85%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	3	3	0	0	0	3	100%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	7	7	0	0	0	7	100%
	計	30	21	9	5	1	27	90%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	1	0	1	0	0	0	0%
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	3	0	3	1	0	1	33%

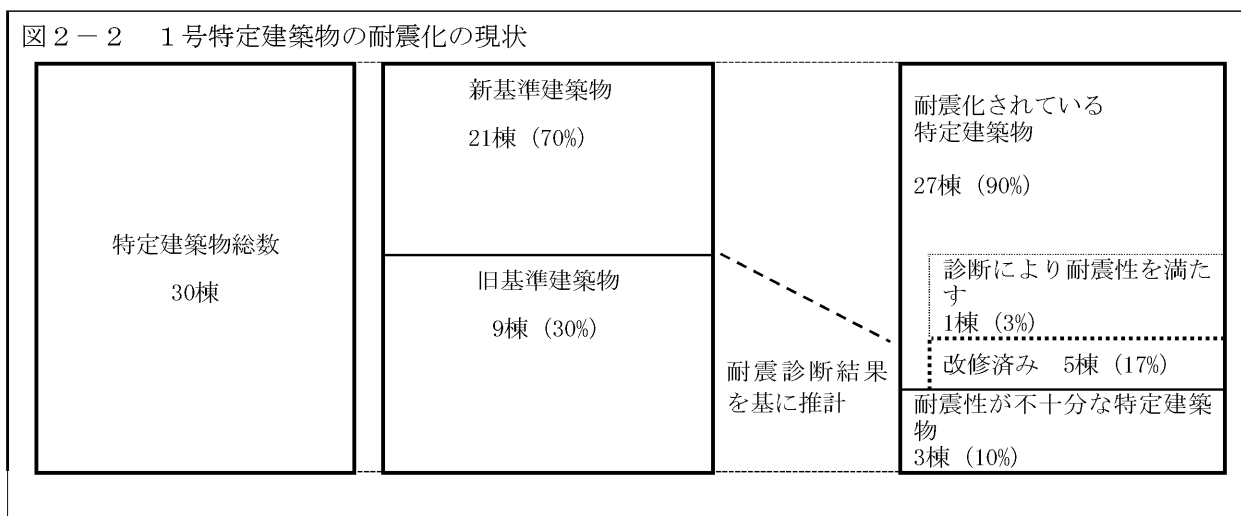
注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が21棟(70%)、「旧基準建築物」が9棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が5棟(17%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が1棟(3%)であることから、「耐震化されている建築物」は27棟となり、町内の1号特定建築物総数30棟のうち90%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が0棟(0%)、「旧基準建築物」が1棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が0棟(0%)となり、町内の2号特定建築物は耐震化されていないことが推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が0棟(0%)、「旧基準建築物」3棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が1棟(33%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は0棟となり、町内の3号特定建築物総数3棟のうち33%が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見受けられなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの町の取り組み

旧基準建築物に該当する木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強に対する補助を平成17年度から実施している。平成18年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。

また、広報紙やローラー作戦により耐震診断・耐震改修の普及・啓発に取り組み、さらに町のイベントに合わせて補助事業等の周知を実施した。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標にするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅おおむね解消することを目標とする。

建築物及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年までに95%以上にすることを目標とする。

耐震化率95%以上を達成するため、建築物については約1,332戸（うち建て替えによるものが約145戸、耐震改修によるものが1,187戸）、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約2棟の耐震化が必要であり、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標達成状況等については、5年ごとに見直しを行う。

図 2 - 3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	建築物	87%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策基本計画による目標を踏まえた設定	95%
	多数利用の建築物	89%		95%
県	建築物	83%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設置	95%
	多数利用の建築物	88%		95%
町	建築物	72%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画等を踏まえ設置	95%
	多数利用の建築物	90%		97%

図 2 - 4 住宅・建築物の耐震化

■ 建築物

令和 2 年度	令和 7 年度
耐震化されている建築物 4,165戸 (72%)	減分 6戸 (0.1%) 耐震化されている建築物 4,165戸 (71.9%)
診断により耐震性を満たす建築物 448戸 (11%)	
改修済 348戸 (9%)	
耐震性が不十分な建築物 1,627戸 (28%)	建て替えによる耐震化 145戸 (3%)
	耐震改修による耐震化 1,187戸 (20%)
	耐震性が不十分な建築物 289戸 (5%)

■ 特定建築物

令和 2 年度	令和 7 年度
耐震化されている特定建築物 27棟 (90%)	耐震化されている特定建築物 27棟 (90%)
診断により耐震性を満たす特定建築物 1棟 (3%)	
改修済 5棟 (17%)	
耐震性が不十分な特定建築物 3棟 (10%)	建て替え・耐震改修による耐震化 2棟 (7%)
	耐震性が不十分な特定建築物 1棟 (3%)

3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時には庁舎は災害対策本部、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急被災活動の拠点として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確

保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり大変重要である。

また東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

（１）町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、町と県で平成２７年度に行った特定建築物の実態調査によると、表２－４のとおりである。

表２－４ 町有特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

耐震化の現状	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修実施済み	耐震性を満たす	耐震化されている建築物	耐震化率
県有特定建築物の種類	A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	8	4	4	3	1	8	100%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	1	1	0	0	0	1	100%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	0	0	0	0	0	0	0%
計	9	5	4	3	1	9	100%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が５棟（５６％）、「旧基準建築物」４棟のうち、「耐震改修実施済み」のものが３棟（３３％）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が１棟（１１％）であることから、「耐震化されている建築物」は９棟となり、町有特定建築物総数９棟のうち１００％が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な４棟については、平成１７年度末に耐震診断を全て完了している。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、すでに全ての町有特定建築物について、耐震診断を行い耐震強度の足りない建築物については、耐震改修を行っており、今後とも町有特定建築物の適正な管理に努めることとする。

第３ 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

１ 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成７年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による

被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）町民・事業者の役割

- ・町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保に、努める。
- ・町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定に該当するもの。）について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）町・県の役割

- ・町は国の基本方針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に努める。特に、町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効な普及啓発に努める。
- ・町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・所管行政庁※である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは法第２条に定める建築主事を置く機関

2 実施する事業の方針

（１）事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

（２）実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

当町では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震による多くの被害が想定されていることから、町内全体を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合、道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存不適格建築物のうち、木造住宅について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また、法に基づき耐震診断が義務付けされていることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を地震発生時に通行を確保すべき道路とする。

また、町内に存する国道、県道、一級町道、二級町道、小中学校の通学路（別添資料編参照）を避難路とし、これらも地震発生時に通行を確保すべき道路とする。

4 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の推進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など様々な理由により耐震化を実施できない所有者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷するものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手段についても検討する必要がある。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

（1）坂祝町建築物等耐震化促進事業

ア 坂祝町建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協議して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震補強工事事業を県と協議して支援を行う。

表4-1 岐阜県建設物等耐震化促進事業の概要（R2現在）

対象		種別	制度開始	特記事項
木造住宅		耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化（無料耐震診断実施）
		改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加 R2 除却工事を対象追加
建築物		耐震診断	H18～	
特定建築物		耐震診断	H18～	
		改修工事	H18～	
分譲マンション		耐震診断	H18～	
		改修工事	H18～	
その他	ブロック塀	改修工事	H30～	

イ 坂祝町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表４－２ 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

年度 補助事業の種類	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
木造住宅耐震診断補助事業	1	1	3	5	1	4	16	5	10	10
木造住宅耐震補強工事費補助	—※	—	0	0	0	0	0	0	0	0
木造住宅除却工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
坂祝町ブロック塀撤去補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度 補助事業の種類	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
木造住宅耐震診断補助事業	8	9	13	4	4	0	6	0	0
木造住宅耐震補強工事費補助	0	2	2	1	0	0	0	0	0
木造住宅除却工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	0
建築物耐震診断事業費補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂祝町ブロック塀撤去補助金	—	—	—	—	—	—	2	3	5

※ 「—」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心が高まってきたが、ここ数年また耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、町、岐阜県の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じた制度の見直しを行う。

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険個所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町は、このような地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じる。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 町主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ要請に従い県からの講師を派遣し、耐震化に係る情

報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実績に応じたきめ細かな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、町では作成・公表済みである。

キ 建築物の耐震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができるとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転落防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれがある建築物の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については、被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

（２）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の活動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県と連携して調査を行い、がけ近隣地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

これまで、耐促法における指導・助言を行うことのできる建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、病院、ホテル、旅館等の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物、あるいは、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物と一定の要件が定められてきたが、平成25年の法改正により、全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言を行うことができるようになった。

これらは、特定建築物として所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震化について適切な措置を取るよう指導等を行う必要が高いものである。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を促進する。

本計画は、町内全体の住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図るものとする。

資料編

1 避難路

国道
国道 248 号線
国道 21 号坂祝バイパス
県道
県道 207 号 各務原美濃加茂線
県道 346 号 富加坂祝線
県道 367 号 勝山山田線
町道
1 級町道
路線番号 1 酒倉～黒岩線
路線番号 2 池端～雲埋線
路線番号 3 中組～茶屋線
路線番号 4 北高見～上寿後線
路線番号 5 深田～大門線
路線番号 6 大坪～山本線
路線番号 7 取組～勝山線
路線番号 8 深萱～酒倉線
路線番号 9 大林線
路線番号 10 寺東線
路線番号 11 取組～黒岩線
路線番号 12 駅前南北線
路線番号 13 坂祝～関線
2 級町道
路線番号 101 中組～黒岩線
路線番号 102 池端～雲埋線
路線番号 103 一色環状線
路線番号 104 新木林線
路線番号 105 酒倉～大針線
路線番号 106 深萱～取組線
路線番号 107 宮西線
路線番号 108 田ノ上線
路線番号 109 西迫間～中日本線
路線番号 110 西迫間～早稻田線
小学校・中学校の通学路(1 級町道、2 級町道除く)
町道酒倉 7 号線

町道酒倉 9 号線
町道酒倉 29 号線
町道酒倉 45 号線
町道酒倉 48 号線
町道酒倉 50 号線
町道酒倉 51 号線
町道酒倉 52 号線
町道酒倉 54 号線
町道酒倉 55 号線
町道酒倉 57 号線
町道酒倉 58 号線
町道酒倉 60 号線
町道酒倉 72 号線
町道酒倉 82 号線
町道酒倉 83 号線
町道酒倉 84 号線
町道酒倉 91 号線
町道酒倉 92 号線
町道酒倉 94 号線
町道酒倉 95 号線
町道酒倉 107 号線
町道酒倉 113 号線
町道酒倉 126 号線
町道酒倉 131 号線
町道取組 4 号線
町道取組 8 号線
町道取組 19 号線
町道取組 25 号線
町道取組 27 号線
町道勝山 45 号線
町道深萱 1 号線
町道黒岩 6 号線
町道黒岩 7 号線
町道黒岩 14 号線
町道大針 1 号線
町道大針 2 号線

赤道